

## 令和7年度 家庭的保育事業等指導監査結果

加古川市は、令和7年度に市内の家庭的保育事業等24事業所の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

### 指導監査実施状況一覧

実施対象事業所数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
小規模保育事業(A型) 18事業所	4事業所	認可基準 3件	10事業所	認可基準 10件
事業所内保育事業(小規模型) 6事業所	4件	その他 1件	15件	その他 5件

※文書指摘・・・法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指摘・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

### 指導監査実施期間

令和7年6月2日～令和7年7月7日

### 令和7年度の重点事項

- (1)職員体制について
- (2)事故防止について
- (3)教育・保育の提供の記録状況について

### 主な指摘事項

#### ■職員体制について

- ・保育士が給食提供等に従事し、保育士が1名となる時間があった。

#### ■事故防止について

指摘事項なし

#### ■教育・保育の提供の記録状況について

- ・勤務状況について、実態と異なる休憩時間を記録していた。

#### ■認可基準について

- ・消火訓練の実施記録がなかった。
- ・月1回以上、検便を受けていなかった。

#### ■その他

- ・安全装置が備えられていない車両を送迎用バスとして使用していた。
- ・運営規程と重要事項説明書の内容が一致していなかった。
- ・運営規程に規定する内容が実態と一致していなかった。
- ・重要事項説明書等で第三者委員の連絡先を周知していなかった。